平成２９年（フ）第７２３２号
東京都足立区大谷田１丁目５―10　エクセルハイム２　201
債務者　清水　進一
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２３３号
東京都墨田区八広４丁目11―21―102
債務者　鳥越　健司
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２３４号
東京都墨田区緑３丁目１―14―202　外山ハイツ　吉澤
債務者　井上　友里
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２３５号
埼玉県所沢市並木８丁目５－４－204
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２４３号
東京都足立区加賀２丁目16―２―201
債務者　戸澤　明彦
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１９９号
大阪府豊中市庄内東町６丁目５番２号
債務者　森山　康男
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第６号
岡山県浅口市金光町占見新田100番地の３
破産者　福寿観光有限会社
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４８６号
福岡県太宰府市通古賀３丁目13番13―310号
破産者　有限会社グレート商会
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０８号
栃木県河内郡上三川町大字上三川3436番地
破産者　石橋理化工業株式会社
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９号
長野県諏訪市大字上諏訪9044番地１
破産者　有限会社信濃アクセサリー
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第２８２号
広島県廿日市市宮内4349番地１田宮ビル
破産者　有限会社東邦製作所
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８号
沖縄県沖縄市与儀３丁目７番１号
破産者　有限会社奥間建材
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１６号
千葉県大網白里市駒込1377番地２、開始決定時の住所千葉県大網白里市北今泉3696番地
破産者　内山　元治
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
新潟県上越市中通町６番17号
破産者　株式会社囲炉裏庵
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所高田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３４号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目16番８号（大脇コーポ102号）
破産者　河村　健史
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５７号
鹿児島県日置市東市来町伊作田2090番地１
市営マリンタウン江口住宅６
破産者　池田　恵子
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７号
岡山県笠岡市吉浜483番地２、破産手続開始決定時の住所岡山県浅口市金光町占見新田100番地３
破産者　坂本　三郎
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係